

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月18日

福島県知事 内堀 雅 雄 様



提出者

住 所 福島県会津若松市中央三丁目10番12号
氏 名 会津若松地方広域市町村圏整備組合
管 理 者 室 井 照 平
電話番号 0242-24-6311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 (馬越浄水場)
事業場の所在地	福島県会津美里町穂馬字宮ノ上乙1010番地
計画期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 (2年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	中分類 水道業 小分類 上水道業
②事業の規模	浄水場 (最大取水量27,500 t / 日・最大給水量25,600 t / 日) 令和4年度実績 給水量5,217千m ³ /年)
③従業員数	18名 (うち委託業者12名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	浄水処理汚泥→自ら中間処理 (機械脱水) →浄水発生土委託処理 ↓ ※最終処分 (管理型) ※中間処理 (リサイクル)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
1. 廃棄物処理総括責任者（用水供給課長）：処理全般の総括責任者、職員の教育、啓発 2. 廃棄物処理管理者（管理係長）：廃棄物処理方針の策定、処理に関する各種事項の決定・承認、処理業者の調査、選定及び管理 3. 廃棄物担当者（管理係）：関連会社に対する教育・啓発（委託職員）、廃棄物処理計画書の作成、廃棄物処理管理票の交付及び管理、処理施設の運転管理監督、官庁への各種報告、その他関係する事項 4. 事務担当（管理係長）：契約に関する事項、処分料等の支払い事務、その他関係する事項		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥
	排出量	3,040 t
	(これまでに実施した取組) 原水濁度に左右されるため、特に取り組みを行っていなかった。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥
	排出量	4,000 t
	(今後実施する予定の取組) 原水濁度に左右されるため、発生の抑制は難しい。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 令和4年度は、最終処分（管理型）及び中間処理（リサイクル）を実施	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 最終処分（管理型）及び中間処理（リサイクル）を実施予定。 今後については、中間処理（リサイクル）を優先に検討予定。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,866 t	t
	(これまでに実施した取組)		
脱水機による継続的な汚泥の脱水			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3,800 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
今後も効率的に脱水機による継続的な汚泥の脱水			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	全処理委託量	174 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	47 t	t
	再生利用業者への処理委託量	127 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) (1) 平成27年度分は、中間処理（リサイクル）実施 (2) 平成28年度～令和元年度は、汚泥異臭等により最終処分（管理型）実施 (3) 令和2年度～令和4年度は、最終処分（管理型）と中間処理（リサイクル）を実施 (4) 令和5年度以降最終処分（管理型）と中間処理（リサイクル）を実施予定		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	全処理委託量	200 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	100 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理を最優先として委託を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。